

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美作市長 萩原 誠司

市町村名 (市町村コード)	美作市 (33215)	
地域名 (地域内農業集落名)	作東地域 (江見、川北、原、上福原、山城、田原、日指、江見吉田、藤生、南海、芦河内、鯉、瀬戸、松脇、豊野、大内谷、岩辺、土居、竹田、角南、白水、蓮花寺、万善、国貞、鈴家、田淵、柿ヶ原、梶原、小房、小野、栗井中、鷺巣、豆田、小ノ谷、山手、五名、宮原、大聖寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後、規模拡大を望む農家は限定されており、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、地域全体で120.5ha存在し、新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

江見地区は吉野川、山家川の二つの水系に属し、水田の割合も高くほ場整備もほぼ完了している。この地区は作東地域の中心地であり商工業の用途率も高いが、優良水田が多いことから集落営農を主体に黒大豆・野菜・花き等の地域連作体型を確立させ振興作物の産地化を図る。また、丘陵地に分布する畑地は野菜の生産も多いことから土地の再開発を含め、主産地育成と生産性の向上を推進する。

土居地区は山家川水系に属し、農用地は川沿いに開けた平坦な水田が中心である。ほ場整備により区画整理・農道も整備されており、水稻を主体にした小規模農業経営から集落営農に切り替えを図り、高付加価値農業経営の確立を推進する。畑地においては、高原台地では露地野菜(かぶ・だいこん)の産地化がされており、上山区域ではぶどう・野菜の栽培が定着している。今後もより一層の産地化を推進し、新たに施設野菜の導入を図る。

福山地区は山家川水系の源流で、山間谷間に水田が細長く並んでいる。ほ場整備可能地は完了しているが、ほ場整備が困難な農地は田畑とも荒廃が進んでいる。また、過疎化・高齢化が進展しており農地の流動化を推進し担い手農家への集積を図る。一方で、地域の特性を生かしてお茶の産地化を推進する。

栗井地区の農用地は、栗井川沿いに帯状に開けた水田を中心としている。山間部の棚田及び丘陵地帯の畑地は荒廃が進んでいる。平坦地の水田は早くからほ場整備されており、集落営農と担い手農家への農地集積を目指す。

吉野地区は吉野川と河内川水系に属し、帯状に水田が開けている。谷間・山間の田畑は荒廃が進んでいるが平坦部はほ場整備も進んでいる。作付けは水稻が中心で転作による黒大豆・野菜の栽培も行われているが農業後継者が不足しているため、集落営農と他地区の担い手農家への農地集積を目指す。

多面的機能支払制度の活動を継続していくことで、農道や水路、ため池等の維持管理を行い、地域住民への活動参加を呼びかけることで、担い手が効率的な農作業を行うことができる環境を整えていく。

多面的機能支払制度の活動に取り組んでいない集落においては、広域活動組織への参加を推進し、多面的機能支払制度を活用することで、農業者を含めた地域住民による農業関連施設の維持管理体制づくりを図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,265 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	707.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地(農振農用地)を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

作東地域の農地利用は、認定農業者を中心とした中心経営体が担うほか、農業後継者や入作を希望する農業者に対し、集積、集約支援を促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を考慮し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

認定農業者等の中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の殆どは基盤整備済であり、更なる大区画化の予定もない。

多面的機能支払制度を活用し、水路、農道等の補修・改良等を実施し、担い手が効率的な農作業を行うことができる環境を整えていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

集落営農組織に若い担い手をもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても受託していくことができる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう、原材料補助で行政と連携して、防護柵等の設置を行う。また、維持管理等については、多面的機能支払制度の活用を検討していく。

⑦多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度による活動を継続することにより、地域内で農業を担う者との間で相互に連携、または役割分担して、農道、水路、ため池等の地域資源の維持管理を行い、効率的に農作業が行えるよう地域全体で農地を守っていく。